

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長 原島 貴男

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号							
6S6315200420		6S2M1AM9022 0001											
品名 または 件名													
チャーター船舶による与那国から石垣間の部隊輸送													
部品番号 または 規格													
仕様書の通り（与那国～石垣）													
使 用 器 材 名													
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査						
1.00	ST												
納地または工事場所				引 渡 場 所									
石垣				西方総 装備部 後方運用課									
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期									
土田曹長（2 7 2 5）				令和8年9月17日（木）～令和8年9月24日（木）									

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班、西部方面会計隊本部ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月4日（火）10時00分 陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室

5 保証金

- (4) 電話・電報・FAX による入札
- (5) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

11 契約書等の作成の要否

- (1) 落札者は落札決定後、契約書を陸上自衛隊標準契約書の様式により、遅滞なく作成し提出。
- (2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

12 落札決定方法

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 その他（必ずお読みください）

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 市価調査書は、令和8年7月31日（金）12時までに提出すること。（FAX可）
- (3) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を令和8年7月31日（金）12時までに提出すること。（FAX可）
- (4) 郵便により入札に参加する場合は、令和8年8月3日（月）17時までに発送者の責により、契約担当官に必着すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載し「入札書在中」の旨を朱書きにより明記すること。
また、担当者（藤嶋）に郵送した旨を必ず電話連絡すること。
- (5) 入札書が代表者の代理の場合は、入札開始までに「委任状」を提出すること。
- (6) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、入札及び契約心得を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (7) 初度入札において不調となった場合、再度入札の時期等については別途連絡する。

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901
熊本県熊本市東区東町1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 第1契約班 担当：藤嶋
TEL 096-368-5111（内線）4436
FAX 096-368-3579（直通）

仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊健軍駐屯地 西方総 装備部 後方運用課 担当：古城
TEL 096-368-5111（内線）2694

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
チャーター船舶による与那国から石垣間の部隊輸送		
	防 衛 大 臣 承 認	年 月 日
	作 成	令和8年 7月 日
	変 更	年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	西部方面総監部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、チャーター船舶による与那国島から石垣島への部隊の海上輸送について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 チャーター

官側が積載スペースを専有できる状態をいう。

1.2.2 船 舶

自衛隊の貸切り運航が可能なRORO方式による車両の乗下船が可能であり、人員及び車両を同時に輸送できる船舶であること。

1.2.3 部 隊

船舶に乗船する人員及び車両（積載品等含む。）

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 要求内容

2.1 一般的要求事項

チャーター船舶により与那国島から石垣島へ部隊を海上輸送する。

2.2.1 輸送時期

令和8年9月17日（木）～24日（木）

2.2.2 輸送要領

- 与那国島から石垣島へ、部隊（人員及び車両）を同時に海上輸送する。
- チャーター船舶により輸送する場合の必要な手続きは全て契約相手方が実施する。
- 海象等の影響により、チャーター船舶の運行に影響がある場合には、速やかに官側と調整し、輸送日程を決定する。

2.3 輸送役務の細部要領

2.3.1 船舶の性能等

運航船舶は、人員30名以上、車両（車両長12m）6両以上を同時に輸送可能な船舶とする。

2.3.2 航 路

与那国島～石垣島に所在する港湾を使用

2.3.3 発注受付に関する業務

契約相手方は、官側の発注に基づき、指定した航路において官側より受領した装備品及び補給品等を航路輸送するものとする。

2.3.4 運航に関する業務

a) 運航準備に関する業務

- 1) 各港湾における使用岸壁及び使用地域は契約相手方所定
- 2) 官側の発注に基づく各港湾の使用に係る各種申請等を実施
- 3) 岸壁保護の処置については、各港湾の港湾管理者の指導に基づき実施
- 4) 運航計画の作成及び提出（様式随意）

b) 各港湾における荷役

- 1) 人員及び車両数の確認
- 2) 車両の誘導等
 - a 各港湾における船外の誘導は官側が実施し、船内（ランプウェイ含む。）の誘導は契約相手方が実施
 - b 船内（ランプウェイ含む。）の誘導において契約相手方からの要請があった場合には、協議により官側が甲板内の積載位置の事前確認を行い官側が実施
 - c 車両の乗下船は、官側の操縦によるロールオン・ロールオフ荷役を実施
 - d 船内において、けん引車を切り離した場合は契約相手方の示す位置へ官側が移動
- 3) 船内における車両の固縛及び解縛

契約相手方は、ベルトの金具が車両と干渉する際は、あて布等の処置により車両の損傷を防止

c) 海上輸送間における業務

発注に基づく期間及び区間の運航

3 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1.1 連絡先一覧の提出

輸送役務の実施に必要な連絡先を、落札決定後速やかに西部方面総監部装備部（後方運用課長気付）に提出する。

4.1.2 荷役の細部調整の実施

出港又は着港日までに、官側と荷役要領等の細部調整を実施し、必要により官側が主催する荷役調整会議に参加、実施場所等については相互調整による。

4.1.3 情報保全処置, 安全管理及び不測事態対処

a) 情報保全処置

本契約に基づく輸送役務の履行間において知り得た情報（品目、数量、構造、性能、輸送区間、自衛隊の行動に関する事項等）の情報保全措置を講ずる。

b) 安全管理

事故の未然防止のため、役務の履行間における安全管理組織を確立

c) 不測事態対処

1) 気象等により船舶の遅延及び運航困難な状況が生起した場合は直ちに報告する等、速やかに対処する。

2) 報告内容

- a 発生した日時及び場所
- b 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）
- c 状況（不測事態を解明するための写真等を含む）
- d 発生の原因
- e 調査要領（調査組織、調査の流れ、査場所、調査内容）及び調査日程
- f 傷病者発生時の応急処置状況
- g その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。

4.1.4 役務履行間における責任

乗船完了後に操縦手が車両を契約相手方に引き渡した時点から、着港後において下船のために車両操縦を開始するまでの間の損傷は契約相手方の責任とする。但し、状況により別途協議とする。

4.1.5 役務履行が困難な場合

官側の発注を受けた後、官側の要望する時期に役務履行が困難な場合は、速やかに契約担当官に報告するものとする。

4.1.6 その他

本仕様書に記載のない事項は別途協議する。